の不 整理に関する告示正競争防止法等の 新部 旧対照表を改正する法律の 施行に伴う関係告示

○ 避難器具の基準(昭和五十三年消防庁告示第一号) 新旧対照表

ロロープ	チェーン	シンブル	シャックル	ボルト	ワイヤロープ					入口枠、支持枠及び袋取付枠	部品	又はこれらと同等以上の耐久性を有するものであること。	○ 八口金具に用いる部品は、次の	二 救助袋の材質は、次に定めるところによる。	[イ〜チ 略]	、イ、ロ及びニからトまでによるほか、	式の救助袋	[チ〜ヌ 略]	造上落下防止の性能を有する袋本体にあっては、	の長さが五センチメートル以下	ト 袋本体の滑降部は、落下防止	[イ~へ 略]	三 垂直式の救助袋にあっては、次.	部支持装置を設けないことができる。	を、垂直式の救助袋(垂直に展張して使用する救助袋をいう。	のであること。ただし、降着の際	口 救助袋は、入口金具、袋本体、	[一 略]	一 救助袋の構造は、次に定めるところによる。	第九 救助袋の構造、材質及び強度	
JIS L 二七〇三 (ビニロンロープ)	JIS F 二一○六(船用一般チェーン)	JIS B 二八〇二 (シンブル)	JIS B 二八〇一 (シャックル)	JIS G 三一二三 (みがき棒鋼)		炭素鋼鋼管) スはJIS G 三匹五二 (配管用	JIS G 三四四四 (一型	こいう。) G 三一〇一	第一項に規定する日本産業規格(以	産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)	材料	有するものであること。	次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲げる材質	ろによる。		はか、次によること。	(斜めに展張して使用する救助袋をいう。以下同じ。) にあっては、 三		本体にあっては、この限りでない。	の長さが五センチメートル以下の無結節の網を取り付けたものであること。ただし、構	のため、布を重ねた二重構造のもの又は外面に網目の辺		次によること。	<u>ඉ</u>	して使用する救助袋をいう。以下同じ。)にあっては下	降着の際強い衝撃を受けるおそれのないものにあっては緩衝装置	緩衝装置、取手及び下部支持装置等により構成されるも		ろによる。		改正後
[二 同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]	[同上]					[同上]	部品		一同上	二[同上]	[イ〜チ 同上]	、イ、ロ及びニからトまでによるほか、	-式の救助袋	[チ〜ヌ 同上]	造上落下防止の性能を有する袋	の長さが五センチメートル以下	ト 袋本体の滑降部は、落下防止のため、	[イ~へ 同上]	三 垂直式の救助袋にあつては、次	部支持装置を設けないことができる。	を、垂直式の救助袋(垂直に展張して使用する救助袋をいう。	のであること。ただし、降着の際	□ 救助袋は、入口金具、袋本体、	[] 同上	[同上]	第九 救助袋の構造、材質及び強度	
日本工業規格 L 二七〇三(ビニロンロープ)	日本工業規格 F 二一〇六(船用一般チェーン	日本工業規格 B 二八〇二 (シンブル)	日本工業規格 B 二八〇一 (シャックル)	日本工業規格 G 三一二三 (みがき棒鋼)	日本工業規格 G 三五二五 (ワイヤロープ)		配管用炭素鋼鋼管)	炭素鋼鋼管) 又は日本工業規格 G 三四五二 (業規格 G 三回	日本工業規格 G 三一〇一(一般構造用圧延鋼	材料					ほか、次によること。	(斜めに展張して使用する救助袋をいう。以下同じ。) にあつては、巨		性能を有する袋本体にあつては、この限りでない。	の長さが五センチメートル以下の無結節の網を取り付けたものであること。ただし、構	中のため、布を重ねた二重構造のもの又は外面に網目の辺		次によること。	<u>ි</u> ට් බ	**して使用する救助袋をいう。以下同じ。) にあつては下	降着の際強い衝撃を受けるおそれのないものにあつては緩衝装置	緩衝装置、取手及び下部支持装置等により構成されるも				改正前

三 展張部材に用いるロープ又はベルトは、耐久性を有するものであり、ロープにあっては よりに緩みがなく、かつ、よじれの生じにくいものであること。

三 救助袋の強度は、次に定めるところによる。 耐食性を有しない材質のものにあっては、耐食加工を施したものであること。

□ 救助袋に用いる布は、JIS L 一○九六(一般織物試験方法)の引張強さの試験及 あっては○・○八キロニュートン)以上の強度を有するものであること。 は○・八キロニュートン)以上、引裂強さについては○・一二キロニュートン(覆い布に び引裂強さの試験を行った場合、引張強さについては一キロニュートン(覆い布にあって

(五) (五) 略

四略]

三 展張部材に用いるロープ又はベルトは、耐久性を有するものであり、ロープにあつては 、よりに緩みがなく、かつ、よじれの生じにくいものであること。

园 同上

三[同上] □ 救助袋に用いる布は、日本工業規格 試験及び引裂強さの試験を行った場合、引張強さについては一キロニュートン(覆い布に L 一〇九六 (一般織物試験方法) の引張強さの

三〜毎同上

|四 |同上

田 耐食性を有しない材質のものにあつては、耐食加工を施したものであること。

い布にあつては○・○八キロニュートン)以上の強度を有するものであること。 あつては○・八キロニュートン)以上、引裂強さについては○・一二キロニュートン(覆

	鄊	,	第 意	š - 3	*		25				9	9	南縣				薦	薦	8#	疈	*	\blacksquare							3118
			(本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本) (本)			翠					ni H		器				*		-196	91 第	搬	347							別記様式第16
L		_				鄊	攤	牧野	牧罗	高無	简	4	龤	4	鄰	藩	潍	*	郑	Ħ	覊	※ (金	388						6
1	新	75	選口 数 X数 X数	(4)		蟲		始	始	用力	灩	λ	鄰口	λ	332	蘇	翀	Ettiv	剛	校督		(合则披飾	mgs						
4	够	闡	彌ら	報	1		(à	1	#	9 9		3	1	3		~	#		童	>	雰	Ţ							
1	9	볏	@ O#	9	ġ.	1111	#	**	严	y	蕭	赛	¥	마	薬	r.	湖	潍	樊)mm	胀	픨				70		離	
-	#	26	O Nr	75	總																			用	Ĥ	機		輲	
					100 200 200																			24	野	試験実施者		舞	
L				~ ,	_	*																		-	٦,,	,	對繁	郷	
				~ !	100 100	118																					試驗実施日	推果	
					2	**																					ш	拋	
T	1			_		48																						咿	
					‡ □ 	9																					件		
F	4			-	ω	松																							
					加																						Э		
				~ ,	4																			丑					
	1					器細																					ш		8

潛		慈	*		75				9	0	育				雾	美	B#	疆	濰	#							温度
		製電場所		弊	■				並		10 10				*		醤	9E 1E	頻	涿							別配様式第16
事 書 物 等 の	双 阃 労	第ロ第の大 微×養×順処	番乗器用の	秦山	数 (合 計)	牧野袋(牟驛)	牧助袋(華貢)	遊離用タラップ	瀬 墓 福	サベッ	遊難ローブ	4 ~ 0 6	※ 薬	維維はしご	対象量項	免 数	双 阃 金 券	出収容人員	器類当	会別表第一、項)	-					崙	16
有無	22	(cm) (ch	種別 器具一 1 ()																			氏 名	住所	試験実施者	¥	難器具對驟	
			器具一2	種別・容量																					試験実施日	結果報告	
			(3	## © EZ																					#	₩	
			(第二一4	棒																		平			Я		
				離																					ш		8

油	38	窷	92	F	弊	靐		基		舞	,	#	ž	Š	*			南
お味は			舞	東 鉃	按強	<u>411</u> .	舞 霁	荷鱼	疝	蒋	D	赟	類	*	48	発	Ŗ	異なり
三の用紙の大きさは、日本産業規格。 性能試験の欄の () 春きについては 結果の欄には、食否を記入すること。			100 100 100	255 217	100 100 100 100 100 100 100 100 100 100	255 277	器具名	器具名			所			皏	4#	機所	郷	
の大きの重点			4	ట	63	1	174	774			unt	4	4			\neg	掛	
を受り				_	_	(팛			体	着地点の状況	降下空間の確保		
日本産業規格 A 4 とすること。 巻きについては、避難器具の程 と記入すること。			J	J	J	U	J	U	票	畫	女)m	뺭	語	歩き	の職の	Ш	
がいる機構			×黄潭	≥ 異策	× 対策	N 异烷	疮	鸢	201	32	-34	Ą	- 24	or	24	75-2		
34 B			設計引抜荷重 武 聚 荷 重 N	設計引抜荷重 武 駿 荷 重	舞団	舞団	荷重の大きさ	荷重の大き										
職権と			被 核 超 星	拔 核 植 圉 圉	技術 画 画	抜荷重 荷 重	0# 0#	04 04									***	
とすること。 避難器具の種別を記入すること。			(10)	(ac)	(ac)	(m)											92	
3 (8)																	·	
±χ±																	=71 #	
11																	48	
Ť								İ									9	
																\dashv	3	
								i									辫	
			200	<u>.</u> 2	<u>"</u> 5	<u>.</u> 2	2	交										
			_* 2	* 2	, 2	* ×	×	×								\dashv	結果	
l																	湘	8

海水	± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ± ±	98	ļ.	*	靐		藩		舞	2	#	遵	Š	*			南
3 产 (1		舞	更 歓	抜強	<u>471</u> .	雅 霁		痲	莽	The	赟	旗	鮴	4#	郑画	×	遊擊器具
この用紙の大き 性能試験の欄の 結果の欄には、		100 100 100 100 100 100 100 100 100 100	100 100 100	388 3m	100 100 100 100 100 100 100 100 100 100	器具名	器具名			河			皏		製庫場所	郷	
の大きさ の棚の こは、 E		4	-3	-2 (-1 (0	0				李	4		推击	歌 十	描	
() () () () () () () () () ()		İ			İ					鷝			奋	点の状況	際下空間の確保	ш	
きは、 <u>日本工業規格</u> () <u>巻きについて</u> R 良否を記入すること。			<u> </u>	~)	~	攤	套	彗	'n	鷝	部	天況	確保		
機構A いては こと。		数罪引 数罪引 N	N 常觉里面	双甲引 双甲引	N 異型	荷重の大き	荷重の大き										
この用紙の大きさは、月本工業規格A4とすること。 性態配験の欄の () 書きについては、遊襲器具の8 結果の欄には、良否を記入すること。		按格格	設計引技術室 対、験、荷、風 N	設計引抜荷重 款 験 荷 重 N	設計引技術重 武 泰 荷 重	大き											
近郷界具の権別を犯入すること。		無断	田田	田田	田田	O.F	O.F	<u> </u>								92	
88		İ			İ											•	
X3																曫	
91																牌	
ů.		i			i											4#	
																9	
																~~	
		İ		İ	İ											5 4	
		, š	_* &	_* &	, š	₩.	茎										
																結果	8

○ 避難器具の設置及ひ維持に関する技術上の基準の細目(平成八年消防庁告示第二号) 新旧対照表	
	С
	る技術上の単
	産準の 細目
	(平成八年消防庁告示第)
新旧対照表	
	新旧対照表

(イ JISG四三〇三 (ステンレス鋼棒)るものを用いること。	ホ 雨水等のかかる場所に設けるボルト及びナット等にあっては、次のいずれかに適合す[ハ・ニ 略]	と。 ローボルト及びナットのねじ部は、JISB○二○五(メートル並目ねじ)に適合するこー に・(ノ・略)) I	に適合する材料で作られていること。	行基準	四 前三に掲げる工法の施行基準は、次によること。	[三 略]	[二•三 略]	[⑴•⑴ 略]	板及び鋼帯)又はJISG四三〇五(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯)	(A) \overline{JISG} \overline{ODE} \overline	合は、この限りでない。	のいずれかに適合するものであること。ただし、格納箱が耐食性を有するものである場	ハ 雨水等のかかる場所(直接外気に接する部分に限る。)に設けるものにあっては、次	[口略]	[(ロ)・(ハ) 略]	ISG三五二五(ワイヤロープ)	構造用炭素鋼鋼管)、	般構造用圧延	(イ) 産業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)第二十条第一項に規定する日本産	イ 次のいずれかに適合するものであること。	□ 取付け具の材料	度は、次によること。	二 避難器具を固定部に取り付けるための取付け具(避難器具用ハッチを除く。)の構造及び強 -	[一略]	避難器具の取付方法は、次によるものとする。	第八 取付方法 第八	改正後	
(イ) 日本工業規格G四三〇三(ステンレス鋼棒)	ホ [同上] 「ハ・ニ 同上]	すること。 ローボルト及びナットのねじ部は、日本工業規格B○二○五(メートル並目ねじ)に適合「□・イン 同上」)本工	イ[同上]	□ 各工法に共通する施行基準	四 [同上]	[三 同上]	[二•三 同上]	[叩・(ハ) 同上]	ステンレス鋼板及び鋼帯)又は日本工業規格G四三〇五(冷間圧延ステンレス鋼板及	(イ) 日本工業規格G四三○三(ステンレス鋼棒)、日本工業規格G四三○四(熱間圧延			ハ [同上]	[ロ 同上]	[向・(ハ) 同上]		規格G三五二五(ワイヤロープ)	構造用炭素鋼	⑴ 日本工業規格G三一○一(一般構造用圧延鋼材)、日本工業規格G三四四四(一般	イ [同上]	○ 取付け具の材料		二 [同上]	[一同上]	[同上]	八 取付方法	改正前	

Ŧi. 七 [備考略] 造、強度及び降着面等への埋設方法は、一及び二を準用するほか、次によること。 によること。 □ 避難器具用ハッチに用いる部品は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、同表の下欄に掲 三 固定ベースに取り付ける場合の標準工法 (三) (五) 斜降式の救助袋の下部支持装置を降着面等へ固定する器具(以下「固定具」という。)の構 避難器具用ハッチを設ける場合は、一、三及び四(一)ロから(四)までの例によるほか、 (二)略 げる材料又はこれらと同等以上の強度、耐久性及び耐食性を有する不燃材料であること。 補強措置を講じた部分に取り付ける場合の標準工法 イ 避難器具を容易に取り付けるためのフック(JISB二八○三(フック)。離脱防止 部品 [ヘーリ 略] 固定具の構造及び強度 [口 略] 略 装置付きのものに限る。) 等を設けること。 (避難器具を容易に取り付けるためのフック($\overline{JIS}B二八〇三(フック)。$ 略 略 略 柱、はりを鋼材等により挟み込み、ボルト及びナットで締めつける工法 [i)·(n) 略] 止装置付きのものに限る。)等を設けること。 略 材料 JISG四三○五(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯) JISG四三○四(熱間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯) 略 略 略 離脱防 次 五. [備考 同上] □ 固定具の構造及び強度 (___) 四 補強措置を講じた部分に取り付ける場合の標準工法 (<u>=</u>) (<u>+</u>) 三 固定ベースに取り付ける場合の標準工法 $\overline{(-)}$ イ 避難器具を容易に取り付けるためのフック (日本工業規格B二八○三 (フック)。 [口 同上] [ヘ〜リ 同上] 部品 [同 上 [イ 同上] [口 同上] 同上 (ⅰ) 避難器具を容易に取り付けるためのフック(日本工業規格B二八○三(フック)。 脱防止装置付きのものに限る。)等を設けること。 [同 上] 同上 同上 同上 同上 「中・ハ 同上」 [ii] 同上] 離脱防止装置付きのものに限る。)等を設けること。 同上 間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯) 日本工業規格(以下「JIS」という。)G四三〇四 JISG四三○五(冷間圧延ステンレス鋼板及び鋼帯) 同上 [同上] 同上

ロ 固定環等は、直径十六ミリメートル以上で、かつ、次のいずれかに適合する材料でで	口 [同上]
きたものであること。	
(イ) JISG四三〇三 (ステンレス鋼棒)	(イ) 日本工業規格G四三〇三(ステンレス鋼棒)
[n· (ハ) 略]	[印・(ハ) 同上]
[ハ・ニ 略]	[ハ・ニ 同上]
ホ ふた及び箱は、車両等の通行に伴う積載荷重に十分耐えられる強度を有し、かつ、次	ホ [同上]
のいずれかに適合するものであること。	
(イ) JISG五五○一(ねずみ鋳鉄品)	(イ) 日本工業規格G五五〇一(ねずみ鋳鉄品)
[r)·(ハ)略]	[回・(ハ) 同上]
[へ~チ 略]	[へ~チ 同上]
[① 略]	[1] 同上]